

◎地域再生法の一部を改正する法律

(平成二八年四月二〇日法律第三〇号)

一、提案理由 (平成二八年三月一五日・衆議院地方創生に関する特別委員会)

○石破国務大臣

…………… (略) ……………

地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の地方創生をめぐる現状は、若者の雇用環境が改善する一方で、二〇〇六年から上昇傾向にあった合計特殊出生率が九年ぶりに低下に転じ、また、東京一極集中の傾向に歯どめがかからないなど、厳しい状況が続いております。

このような状況を踏まえ、国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた基本目標や重要業績評価指標の達成に向けた進捗状況を検証し、政策パッケージ、個別施策の拡充を盛り込んだまち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年末に閣議決定したところであります。まち・ひと・しごと創生総合戦略は、二〇一五改訂版であります。

地方公共団体におきましては、地域の実情に応じて地方創生に取り組むための地方版総合戦略の策定が進められており、今後、これに基づく地方創生事業が本格的に実施されていくこととなります。

この法律案は、そのような地方公共団体の自主的、主体的な事業で先導的なものを支援する地方創生推進交付金の交付や、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附を促進する地方創生応援税制、中高年齢者が希望に応じて地方や町中に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送りつつ、必要に応じて医療、介護を受けることのできるコミュニティづくりを目指す生涯活躍のまち推進のための措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次の措置を追加することといたしております。

第一に、認定地域再生計画に記載されている事業で地方版総合戦略に位置づけられた先導的なものに対して交付するまち・ひと・しごと創生交付金の規定を追加することといたしております。

第二に、認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をした法人に対する課税の特例を追加することといたしております。

第三に、生涯活躍のまち形成事業計画の作成及びこれに基づく介護保険の事業者の指定等の手続の特例等を追加することといたしております。

また、地域再生の担い手となる地域再生推進法人の指定の際に求められる政令で定める要件を削除することといたしております。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、地域再生法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立いたしますようお願い申し上げます。

……………（略）……………

二、衆議院地方創生に関する特別委員長報告（平成二八年三月二四日）

○山本幸三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方創生に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、まち・ひと・しごと創生交付金の交付、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例並びに生涯活躍のまち形成事業計画の作成及びこれに基づく介護保険事業者の指定等の手続の特例を追加する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十五日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日石破国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、翌十六日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院地方・消費者問題に関する特別委員長報告（平成二八年四月八日）

○熊谷大君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方・消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、まち・ひと・しごと創生交付金の交付、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例並びに生涯活躍のまち形成事業計画の作成及びこれに基づく介護保険の事業者の指定等の手続の特例等を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地方版総合戦略に基づく事業に対する国の予算の安定的な確保、いわゆる企業版ふるさと納税により減収となる地方自治体への対応、生涯活躍のまち制度における医療、介護の費用負担の在り方、地方創生に係る人的支援等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、自由民主党及び公明党を代表して島田理事より、この法律の施行期日を公布の日に改める修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会の森本理事より反対、日本共産党の吉良委員より反対、社会民主党・護憲連合の吉田委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成二八年四月六日）

○島田三郎君 私は、地域再生法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党及び公明党を代表して、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおり、原案において「平成二十八年四月一日」となっているこの法律の施行期日を「公布の日」に改めるものであります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○附帯決議（平成二八年四月六日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、まち・ひと・しごと創生交付金の交付対象事業を決定するに当たっては、地方の自主性を阻害することがないように十分留意すること。また、今後、地方の自主性が発揮される予算を十分に確保すること。
- 二、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業において、寄附を受ける地方公共団体と寄附を行う企業の癒着につながらないように内閣府令で実効性を担保するなど、その制度設計に当たっては十分留意すること。
- 三、生涯活躍のまち形成事業の推進に当たっては、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策との連携を図ること。また、日本版C C R C構想有識者会議による「生涯活躍のまち」構想の趣旨を踏まえたものとなるよう十分に配慮すること。
- 四、人材の養成や産業振興の促進など大学が地域に果たす役割の重要性に鑑み、地方大学と連携した地方創生の取組を一層推進すること。

右決議する。

（注） 参議院本会議修正議決後、衆議院に回付、同意の上、成立した。